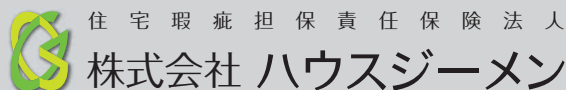


住宅取得者の皆様

住宅瑕疵担保責任保険契約 概要説明書



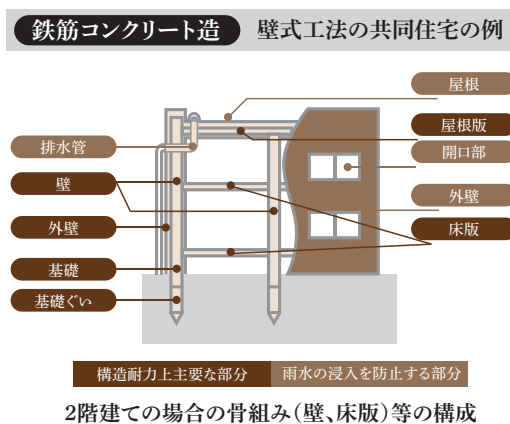
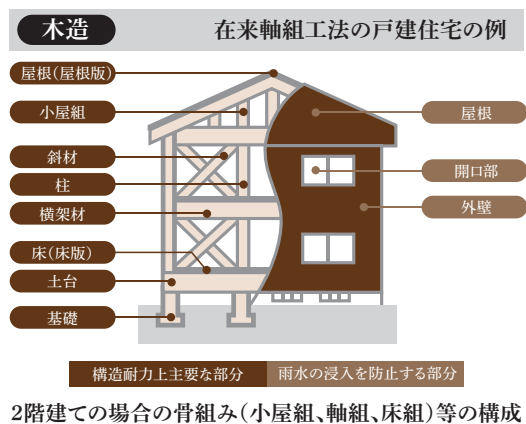
本書は、住宅瑕疵担保責任保険契約 重要事項説明書の概要を記載しています。
対象住宅の引渡後、被保険者である住宅事業者から交付される保険付保証明書とともに、大切に保管してください。

☎️ 不明な点については保険取次店または当社までお問い合わせください。

1. 保険金の支払いの対象となる部位

保険の対象となる構造耐力上主要な部分等

住宅瑕疵担保履行法に基づき定められた、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に関する10年間の瑕疵担保責任の範囲が保険の対象となります。



2. 保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合は次のとおりです。

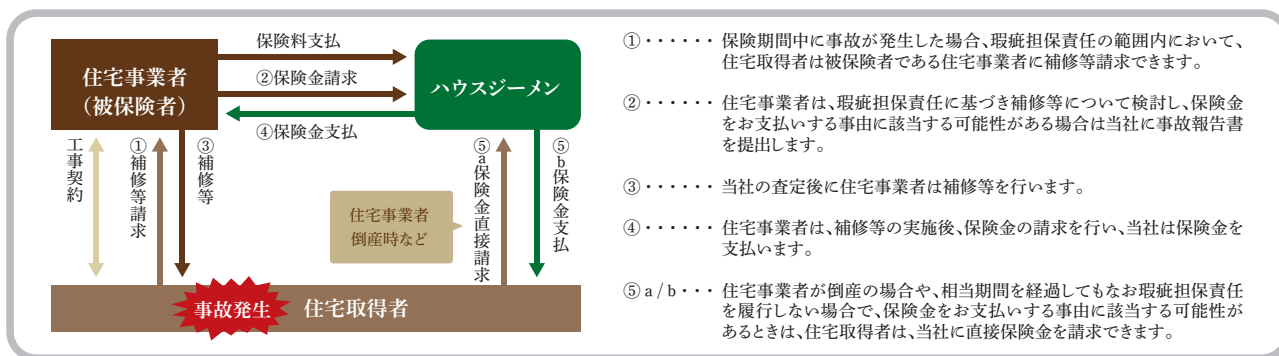
詳細は普通保険約款・特約を参照してください。

保険付保証明書記載の住宅(以下「対象住宅」といいます)の構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因して、次の事由が生じた場合(以下「事故」といいます)に、被保険者である住宅事業者が瑕疵担保責任を履行することによって被る損害について、保険金をお支払いします。

- ① 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合
- ② 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合

事故が発生した場合において、被保険者である住宅事業者が倒産している場合や、相当の期間を経過しても住宅瑕疵担保責任を履行しないときは、住宅事業者が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲において、住宅取得者は当社に直接保険金を請求できます。この場合、当社は被保険者に損害をてん補したものとみなします。

3. 保険の仕組み



4. お支払いする保険金の範囲

保険金をお支払いする損害の範囲は、次のとおりです。

- ① 事故を補修するために必要な材料費、労務費、その他の直接補修に要する費用
- ② 事故の補修に直接必要な、事故の状況や発生部位、補修範囲や方法等を確認するために行う調査に要する費用
- ③ 住宅取得者が事故の補修等のために余儀なくされた、補修期間中の仮住まいやそのための転居に要する費用

5. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由により生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。

- 下記は、免責事由の全てではありません。

詳細は普通保険約款・特約を参照してください。

- 原因が免責事由によらないことが明白であれば、保険金の支払い対象となります。

- ① 地震もしくは噴火これらによる津波、台風もしくは暴風雨等の自然変象、または火災、落雷、暴動等の偶然もしくは外来の事由
- ② 対象住宅の虫食いもしくはねずみ食い、対象住宅の性質による結露または瑕疵によらない対象住宅の自然の消耗、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色もしくはその他類似の事由
- ③ 対象住宅の増築、改築もしくは補修の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- ④ 対象住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
- ⑤ 当社が不適当であることを指摘したにもかかわらず、住宅取得者が採用したまたは採用させた設計、施工方法もしくは資材等の瑕疵

6. 保険期間

保険期間は、原則として住宅の引渡日から10年間です。

詳細は保険取次店または当社までお問い合わせください。

7. 保険金額等の保険契約の引受条件

(1) 保険金額・限度額

① 戸建住宅

項目	保険金額・限度額
保険金額(1住宅あたり限度額)	2,000万円(基本)

(注)保険金額は3,000万円、4,000万円、5,000万円から選択することもできます。

次の費用については、上記保険金額の内枠で、次の金額を限度とします。

調査費用(1住宅・1事故あたり)	補修金額に応じて次の額を上限とします。ただし、実額を限度とします。 100万円までは10万円 100万円から500万円の間は補修金額の10% 500万円超は50万円
仮住まい・転居費用(1住宅・1事故あたり)	50万円 ただし、実額を限度とします。

② 共同住宅

項目	保険金額・限度額
保険金額(1住宅(住戸)あたり限度額)	2,000万円 2,000万円×保険対象戸数を限度とします。

次の費用については、上記保険金額の内枠で、次の金額を限度とします。

調査費用(1住宅・1事故あたり)	補修金額に応じて次の額を上限とします。ただし、実額を限度とします。 100万円までは10万円 100万円から2000万円の間は補修金額の10% 2000万円超は200万円
仮住まい・転居費用(1住宅・1事故あたり)	50万円 ただし、実額を限度とします。

(注)上記限度額のほかに、1事業年度内の事故や同一年度に引き受けた保険契約に係る限度額があります。



詳細は保険取次店または当社までお問い合わせください。

(2) 免責金額

直接請求を行う場合の免責金額は、10万円です。免責金額は住宅取得者の負担となります。

お支払保険金の計算式：

$$(\text{保険の対象となる補修等の損害の額} - \text{免責金額}) + \text{調査費用} + \text{仮住まい・転居費用}$$

8. 紛争処理に関する事項

住宅取得者は次の場合に指定住宅紛争処理機関(以下「紛争処理機関」といいます)の紛争処理(紛争のあっせん、調停または仲裁)を利用できます。

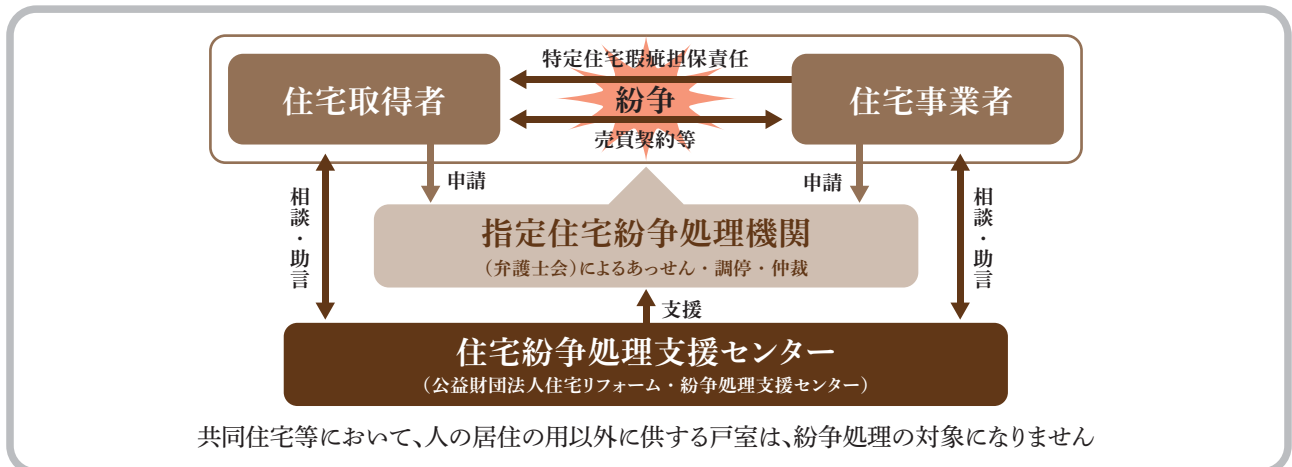
手数料 10,000円が必要です

- 住宅事業者と住宅取得者の間に請負契約または売買契約に関する紛争(転売特約が付帯された保険契約の場合は住宅事業者と転得者との間の対象住宅の保証をめぐる紛争を含みます)が生じた場合
紛争の当事者からの申請による紛争処理の利用
- 住宅取得者から当社への直接請求の手続きに関して紛争が生じた場合
住宅取得者から当社を被申請人とする申請による紛争処理の利用

当社の紛争処理における対応は次のとおりです

- 紛争処理機関が当社の参加が必要と認めた場合は、利害関係人として参加します。
- 当社が利害関係人として調停等に参加した場合は、原則として提示された和解案等を受け入れます。
- 原則として、住宅取得者からの直接請求に関して提示された和解案等を受け入れます。

紛争処理の仕組み



9. 個人情報の取扱い

当社は、当社の営む業務の実施ならびに取扱商品およびサービス(関連会社または提携会社を取り扱う商品およびサービスを含みます)の案内または提供等を目的として利用します。

当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- ③ 当社グループ会社との間で共同利用を行う場合
- ④ 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内にて、業務委託先、住宅瑕疵担保責任保険協会、再保険引受先、指定住宅紛争処理機関その他業界関連機関等に提供する場合など

詳細については、当社ホームページ(<http://www.house-gmen.com>)を参照してください。

この保険契約に関する相談・苦情・連絡窓口

この保険契約に関するお問合せ、相談・苦情、事故に関する当社の窓口は次のとおりです。

株式会社ハウスジーメン

受付センター(お問合せ全般・保険事故の受付)	TEL. 03-5408-8486	受付時間 平日9:00~17:00
お客様相談室(ご相談、苦情)	TEL. 03-5408-6088	
夜間休日受付窓口 (お客様相談および保険事故の一報受付)	TEL. 0120-516-335	受付時間 平日18:00~翌朝9:00 土日祝日24時間

住宅取得者と住宅事業者の間でトラブルが発生した場合の相談窓口

対象住宅について、住宅取得者と、被保険者である住宅事業者の間でトラブルが発生したら、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターに相談することもできます。ただし、この相談窓口ではこの保険契約の具体的な内容に関する相談は受けられません

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

電話相談窓口(ナビダイヤル)	TEL. 0570-016-100	受付時間 平日10:00~17:00
PHSや一部のIP電話からは	TEL. 03-3556-5147	
この保険の契約者・住宅取得者専用	TEL. 0120-276-500	



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人 第5号
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関 第18号
住宅金融支援機構 適合証明検査機関
〒105-0003 東京都港区西新橋3-7-1 ランディック第2新橋ビル
TEL: 03-5408-7440 FAX: 03-5408-7441
info@house-gmen.com
<http://www.house-gmen.com>
©2012 株式会社ハウスジーメン

P180215-009(11)